

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年10月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第5号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第37条の2第2項中「各年度の最初の購入時に」及び「なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧通学定期券と引き換えで購入することができる。」を削る。

第37条の2に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、通学先、通用区間及び定期券の種類が旧通学定期券（通用期間満了後2箇月以上経過したものを除く。以下同じ。）と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超えない通学定期券を購入する場合は、同項に定める書類及び証明書の提示を省略し、旧通学定期券との引き換えで購入することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項に定める書類及び証明書の提示を省略し、購入時点において有効な学生証を提示し、旧通学定期券と引き換えることで購入することができる。ただし、中等教育学校の前期課程から後期課程に進学する場合を除く。

(1) 通学先、通用区間及び定期券の種類が旧通学定期券と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超える通学定期券を購入するとき

(2) 通学先、通用区間及び定期券の種類が旧通学定期券と同一で、かつ、通用期間の開始日が学年の始期（4月1日）以降の通学定期券を購入するとき

第54条の2第2項中「なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通学定期券と引き換えで購入することができる。」を削る。

第54条の2に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、通学先、通用区間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券（通用期間満了後2箇月以上経過したものを除く。以下同じ。）

と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超えない特定割引通学定期券を購入する場合は、第37条の2第2項に定める書類及び証明書の提示を省略し、旧特定割引通学定期券との引き換えで購入することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、第37条の2第2項に定める書類及び証明書の提示を省略し、購入時点において有効な学生証を提示し、旧特定割引通学定期券と引き換えることで購入することができる。ただし、中等教育学校の前期課程から後期課程に進学する場合を除く。

(1) 通学先、通用区間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券と同一で、かつ、有効期限が翌年度の4月30日を超える特定割引通学定期券を購入するとき

(2) 通学先、通用区間及び定期券の種類が旧特定割引通学定期券と同一で、かつ、通用期間の開始日が学年の始期（4月1日）以降の特定割引通学定期券を購入するとき

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(交通局営業推進室)